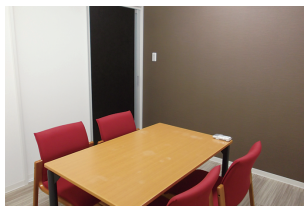




会議室(2F)



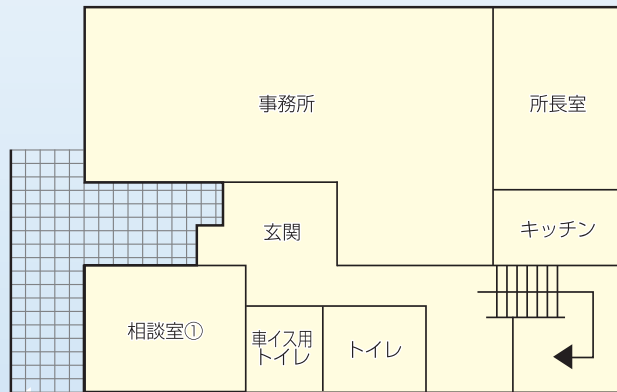
相談室(2F)



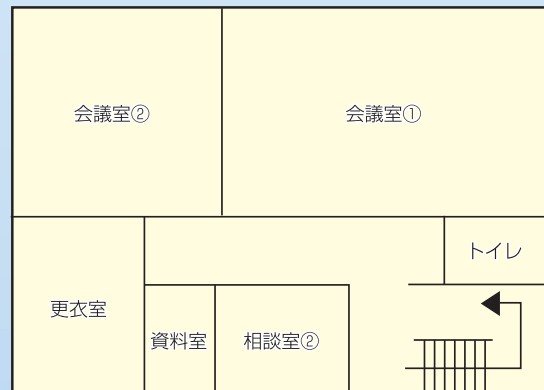
事務所(1F)



相談室(2F)



1F



2F

【施設概要】

【設置主体】 社会福祉法人 淡路島福祉会

【名称】 第2やすらぎ事業所
やすらぎ訪問介護事業所

【所在地】 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

【開設日】 第2やすらぎ事業所
平成17年4月1日

やすらぎ訪問介護事業所
平成17年4月15日

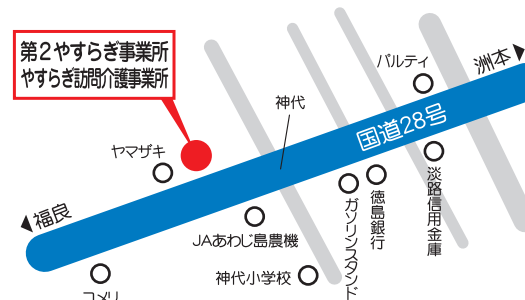
【事業内容】 居宅介護支援
訪問介護・介護予防訪問介護
居宅介護、重度訪問介護、同行援護
移動支援、自主事業による訪問介護

第2やすらぎ事業所

TEL. (0799)42-7113

やすらぎ訪問介護事業所

TEL. (0799)42-7012



兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

FAX番号共通 (0799)42-7043

第2やすらぎ事業所 やすらぎ訪問介護事業所



「介護保険の申請をするには」

どうしたらいいの？」

「サービスを利用したいけど、

方法がわからない…」など

介護保険に関するさまざまな相談をお受けしています。

また介護が必要な方がよりよい生活を営んでいただけるよう、ホームヘルパーの派遣も行っています。

第2 やすらぎ事業所(居宅介護支援事業所)

居宅介護支援事業所とは

介護や支援を必要とされる方が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネージャーが居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、そのプランに基づいて適切に介護サービスが受けられるよう、サービス事業者や関係機関との連絡・調整をおこないます。



利用の流れ

- 1 要介護認定を受けます。
※必要に応じて要介護認定申請のお手伝いもおこないます。
- 2 ケアマネージャー(介護支援専門員)がお宅を訪問します。
- 3 ご本人の状況やご希望を伺い、ケアプランを作成します。
- 4 介護サービスの手配や連絡・調整等をおこないます。
- 5 定期的に訪問し、ご本人の状況を把握してサービスの見直しをおこないます。

相談内容

- 在宅福祉サービス利用の相談
- 福祉用具の購入やレンタルの相談
- 住宅改修の相談
- 施設入所の相談
- 要介護認定申請の相談
- その他在宅介護全般に関わる相談 等

費用負担

利用者の費用負担はありません。

やすらぎ訪問介護事業所

訪問介護・居宅介護とは

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの介護(身体介護)や、掃除・洗濯・買い物・調理などの支援(生活援助・家事援助)をおこなうサービスです。



利用の流れ

- 1 要介護認定または障がい区分認定を受けます。
- 2 ご本人または担当ケアマネージャー・相談支援専門員より訪問の依頼を受けます。
- 3 サービス提供責任者が訪問し、身体・生活状況等を伺います。
- 4 ケアマネージャー等が作成したサービス計画や支援計画に基づきサービスを開始します。

相談内容

- 身体介護サービス
入浴介助・食事介助・排泄介助・移動介助・自立を促す援助 等
- 生活援助・家事援助サービス
買い物・調理・洗濯・掃除 等
- ※その他サービス※
- 同行援護
屋外での移動に支障がある視覚障がい者を対象に、外出時における視覚的支援および外出に伴う必要な介助を行います。
- 移動支援
屋外での移動が困難な障がい者を対象に、移動介助および外出に伴う必要な介助を行います。

費用負担

介護保険 国が定める介護報酬の1割負担。 例)身体介護60分未満 462円
生活援助45分未満 218円
障害福祉 原則国が定める介護報酬の1割負担。但し所得によって負担する上限額が決定されます。

ヘルパー研修 ※当事業所では、年に1回介護の基礎を学ぶ場として、介護員初任者研修を行っています。



講義の様子



講義の様子



演習の様子



演習の様子



実習の様子